

第七回 参議院法務委員会會議 録 第十号

昭和二十五年三月十一日(土曜日)

本日の會議に付した事件
○商法の一部を改正する法律案(内閣送付)

午前十四時四十五分開會

○委員長(伊藤修吉) ではこれより法務委員会を開会いたします。商法の一部を改正する法律案を議題に供します。

昨日に引き続きまして逐條審議をいたします。本日は第三節会社の機関、第一款株主總會、第二款取締役までを御説明をお願いいたします。

○政府委員(岡崎昭一君) それでは本日は二百三十條の二から御説明申し上げます。

二百三十條の二は、株主總會の権限を規定いたしました基本的な規定でございます。即ち「總會ハ法令又ハ定款ニ定ムル事項ニ限リ決議ヲ為スコトヲ得」というこの原則を掲げたわけでございます。この總會の権限につきましては、法務總裁の提案理由の説明、或いは私の試みましたが総括的な説明におきまして、この根本的の趣旨は大体御了解を得たことかと考えます。従来は株主總會は会社における最高の機関といたしまして、取締役の業務執行に関することにつきまして、一切の指示、監督、命令をなし得たわけでございますが、このたびの改正によりまして、總會は原則といたしまして、法令に掲げた事項に限つて決議をなすことができるということにいたしましたわけでございます。

第四部 法務委員会會議録第十号

昭和二十五年三月十一日【参議院】

改正法案に掲げております總會の権限といたしましては、現行法の建前を承継いたしまして、取締役、会計監査役、又は清算人の選任及び解任に関する事項、取締役に対する職務禁止の解除及びいわゆる介入権に関する事項、それから取締役の自己取引に関する責任の免除に関する事項、取締役又は会計監査役の受くべき報酬の決定に関する事項、計算書類の承認、利益又は利息の配当に関する事項というものが、この通常決議と申しますから、一般の決議において行われます事項でありまして、特別決議として掲げられたものは、これも現行法の建前を大体踏襲いたしたものでございますが、定款の変更、それから営業の譲渡、その外これに準ずべき行為に関する事項、事後設立に関する事項、授權資本の範囲を拡張いたします際の新株引受権に関する事項、それから会社の解散、会社の継続及び会社の合併に関する事項、こういうのが特別決議として本法に規定されておる事項でございます。これが本法に定められております事項でありまして、總會の権限であります。が、定款によりまして、更にこの法律の定める権限以外の事項を株主總會の権限に属せしめますることは一向差支ないものでございまして、この点会社の自由なる判断に任せておるわけでありす。

除きまして、取締役がこれを決定する。取締役が單獨で決定いたします。と、旧法におきまして弊害を見ましたように、同時に数個の總會が招集されるところという虞れもございまして、現行法では、二百三十六條の規定を設けまして、取締役の過半数の決議によるということにいたしました。おるわけですが、改正法案におきましては、取締役会というものを採用いたしました。関係上、現行法の取締役の過半数の決議に代えまして、取締役会によつて招集を決定するということにいたしましたのであります。本法ニ別段ノ定アル場合」とありまして、これは申上げざるまでもないことと思ひますが、四百三十條の二項におきまして、清算中の会社におきましては清算人、それから二百三十七條におきまして、少数株主に總會の招集権を認めておる。それから二百九十四條の三項におきまして、裁判所の命令によつて總會を招集する場合などはこの特別の定に當るわけでありす。

次に二百三十五條は、別段申上げることはなと思ひます。現行法におきまして、この二項におきまして、監査役も臨時總會を招集することができるところを規定しておりますが、監査役を廃止いたしましたので二百三十五條の二項を削除いたしましたわけでございます。

次に二百三十六條を削除いたしましたのは、先程申しましたように、株主總會は取締役会においてこれを招集を決定することになりましたので、二百三十六條の規定は必要がないことになったわけでありす。

次に二百三十七條でございますが、これはいわゆる少数株主による總會の招集でありまして、現行法によりまして、資本の十分の一以上に當る株主は會議の目的たる事項及び招集の理由を記載したる書面を取締役に提出し、總會の招集を請求することができるといふことになつておりますのを改めまして、「発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル」株主に招集権を認めたわけでございます。第二項は字句の整理でございます。第三項は現行法の二百三十五條の、この二項の後段の規定をこちらに移したものでございまして、同趣旨でございます。そして現行法の二百三十七條の三項は、私のこの總括的の説明のときにも申上げましたように、總會招集の費用を株主の負担とするということとは、株主の権利を保護する上におきまして適當でございませんし、又總會というものの性質上会社が負担するものが當然と考えまして、三項の規定を削除いたしましたわけでございます。

二百三十八條は、監査役を廃止いたしましたので、会計監査役を認めましたのに伴ひまして條文の字句の整理をいたしたわけでございます。

次に二百三十九條でございますが、これも一般的な説明のときに申述べましたように、總會につきまして定足数の定めをいたしたわけでございます。

す。即ち本法又は定款に別段の定めがある場合を除きまして、発行済株式の過半数に當る株式を有する株主が出席しなければ總會を開くことができないし、又その決議は議決権の過半数を以てこれをなすといふことにいたしましたわけでございます。それから現行法におきましてこの代理人による議決権の行使は認めまして、その場合にこの委任状、いわゆる代理権を証する書面を会社に提出することを要件といたしておるのであります。が、この委任状が包括的に與えられたり、或いは数回の株主總會に利用されたりする実情があるやに承わります。さうなことがありますと、理事者の専断によりまして議決権を濫用されるという虞れもありますので、代理権の授與は總會毎になさなければならぬといふ定をいたしたわけでございます。即ち二百三十九條の第四項の規定でございます。

次に二百四十條でございますが、これは第一項は、現行法の三百四十四條の一項と同趣旨でございます。即ち「總會ノ決議ニ付テハ議決権ナキ株主ノ有スル株式ノ數ハ発行済株式ノ總數ニ之ヲ算入セズ」といふことにいたしましたのでございまして、本法律案によりまして、二百三十七條の一項によりましてこの總會招集の少数株主の権利、或いは二百五十六條の二にございまして取締役の選任決議における定足数に関する問題、或いは二百六十四條の二項に規定いたしております取締役

の競争に対する総会の認許の場合、或いは二百六十六條の五項にございする取締役の自己取引に対する責任の免除に関する場合、或いは三百四十三條の一項、三百四十五條の二項に規定がありますが、いわゆる特別決議につきまして、それ／＼一定の発行済総数の一定の割合による株式を有する株主の出席を要件としたしておりますが、その場合におきます発行済総株数の中にこれを算入をいたさないという取扱をいたすことになるわけでございす。第二項は、別段御説明を申し上げますまでもないと思ひますが、この総会の決議につきまして、特別の利害關係を有するものの議決権の数は、前項の議決権の数の中にこれを算入しないということになつておるのでございす。したが、これは現行法通りでございす。

次に二百四十一條でございす。第一項は、各株主は一株について一個の議決権を有するといふ原則を明らかにいたしまして、一切の例外を認めないことにいたしましたのでございす。議決権尊重の建前から申しまして、現行法にありまますような、定款による制限をいたすことを適当と認めない次第でございす。第二項は別に申上げることはございせん。

次に二百四十二條でございす。これはいわゆる議決権のない株主に関する規定でございす。会社が数種の株式を発行する場合におきまして、定款を以て利益の配当に關し、優先的内容を有する種類の株式を発行したことがあるのでございす。その場合、その優先的利益配当を受ける種類の株式につきまして、完全に議決権

を與えないことができるわけでございす。現行法におきましては、議決権のない株式といふものを認めておりますが、これは必ずしも法律上の優先株に限りませんで、如何なる種類の株式につきましても議決権は與えないという定をいたすことができるわけでございす。したが、改正案におきましては、議決権のない株式は優先的待遇を受ける株式に限るといふことになつたのでございす。と同時に、若しその優先株式が定款に定めるような優先的な配当を受けなかつた場合には、議決権が当然復活するといふことになつたのでございす。即ち但書にございす。そのように、其ノ株主ハ定款ニ定ムル優先的配当ヲ受ケザル旨ノ決議アリタル時ヨリ其ノ優先的配当ヲ受クル旨ノ決議アル時迄ハ議決権ヲ有スルといふことになつたのでございす。これは従来から論ぜられたところでありまして、株主の權利として議決権を高度に尊重すると同時に、優先株主が議決権のないことによりまして、不当の待遇を受けることがないことを保障いたします。この但書の規定は適切な規定ではなからうかと考へる次第でございす。

二百四十四條につきましては別段申上げることはございせん。

次に二百四十五條でございす。これは総会で特別決議を要すべき事項として定められたものでございす。が、現行法によりまますと、營業の一部の譲渡につきましても特別決議を要するといふことになつておるのでありまして、一部の譲渡の中には、極めて部分的な營業、全般から見ますと、輕微な譲渡でありましても、總会の決

議を経なければならぬといふことは、やはり行過ぎと考へまして、營業の全部の譲渡或いはこれに準ずるような重要な一部の譲渡に限りまして、總会の特別決議を要するといふふうに改めたのでございす。それから四号には取締役又は監査役の責任の免除に関する規定を定めておりますが、取締役、會計監査役につきまして、總会の特別決議による免除といふことを認めることが適當でないかと考へましたので、これは削除いたしましたわけでございす。次に二百四十五條の現行法の二項によりまますと、二項は、取締役に対する訴えの提起に關する規定を準用いたしておるのであります。これは代表訴訟を認めました結果、全然必要がございせんので削除いたしましたわけでございす。次に二百四十五條の二項といたしまして新しく、前項の行為の要領は二百三十二條、即ち会社の總會招集の通知若しくは公告の中に前項の行為の要領を記載することを要するが、これは四百八條の二項におきまして、会社の合併の際に、合併契約の要領を事前に通知いたすという取扱をいたしてあります。これに對應いたしまして、問題が重大であります。故に、予め株主にこれを知らしめるという手続をとることが適當ではないかと考へて、かようにいたしましたわけでございす。又これは後に御説明申上げますように、株主の買取請求権を認めました關係から申しまして、又かような一般的な通知、公告を必要と考へたわけでございす。

次に二百四十五條の二から二百四十五條の四迄でございす。これは

株主の買取請求権に關する規定でございす。株主の買取請求権につきましては、先般總括的な御説明のときに一応この根本の趣旨を申し上げましたので、これは省略して頂きます。ここに規定されております手続に關する概要を御説明申上げたいと思ひます。買取の請求をいたしますためには、二百四十五條の決議をなすべき株主總會に先立ちまして会社に対して書面を以てその行為に反対であるといふ意思を予め通知いたすことが第一に必要になるわけでございす。この反対の事前の意思通知と同時に、總會におきまして反対投票をするといふことが必要になるわけでございす。この二つの手続を行ひました株主は、会社に対して自己の持株を公正な価格を以て買取すべき旨の請求をいたすことができるわけでございす。買取請求をいたしますことは、会社がこの決議を要するものでありまして、若し会社がこの營業の譲渡と同時に解散の決議をいたすといふことになりますと、清算手続に入りまして、残余の財産の分配という手続をいたすわけでありまます。故に、買取請求をいたさざる必要はないわけでございす。従いまして二百四十五條の二に但書の規定を設けたわけでございす。

買取請求は決議の日から二十日に持株の種類及び数を記載いたしました書面を会社に提出してなさなければなりません。この場合に問題になりますのは、価格の決定であらうかと考へます。この価格は、若し会社におきまして、二百四十五條の決議がなかつたならば、その株式が有したであらう

推定的な価格であつて、而も一般的判断におきまして、妥當、公正と考へられる価格であることを要するわけでございす。その価格につきまして、会社との間に協議が調ひました場合に、会社は決議の日から九十日以内に株式の買取代金を支拂わなければならぬ。若し決議の日から六十日以内に協議が調ひないときには、株主はその六十日の経過後三十日以内に裁判所に対して價格の決定を請求いたすことができるということになつたわけでございす。この裁判所における手続は、非訟事件として取扱われるわけであります。裁判所は諸般の事情を斟酌せられまして、適當なる價格の決定をなさるであらうと考へております。裁判所が價格の決定をいたします場合には、決議の日から九十日以内に株式の代金を支拂うべき義務を会社が負担したておるわけでございす。その経過後の法定利息をも加算して支拂うことを命ぜられるわけでございす。株式の買取は然らばいつ效力を生ずるかといふ問題でございす。これは代金の支拂の時期において株式移轉の效力を生ずる、代金の支拂は株券と引換になさなければならぬといふ規定を設けたわけでございす。

買取請求は成るべく事務を敏活に処理する必要がある。又会社が二百四十五條に掲げます行為を中止いたしましたような場合には、買取請求をいたさせる根本原因がなくなつたわけでございす。故に、二百四十五條の四の規定を設けまして、二百四十五條第一項に掲げる行為を会社が中止したときには、買取請求は遡つて效力を失ふといふことになつたしま

するし、又二百四十五條の三項、即ち裁判所に対して請求をいたさないという場合にも、又買取請求に過つて效力を失うというにいたしたわけでございます。

次に二百四十六條、二百四十七條は別段御説明申し上げることもないと思ひます。

二百四十八條は、株主総会の決議取消の訴の提起期間の点を改めております。現行法によりますと、決議の日から一ヶ月内に訴を提起することを要するということにいたしてござりますが、一ヶ月の期間はやや短きに失するのではないか、株主の権利を保障するという意味におきまして、この期間を延長して三ヶ月に改めたわけでございます。

次に二百四十九條を削除いたしました点について御説明いたします。現行法の二百四十九條によりますと、株主が決議取消ノ訴ヲ提起シタルトキハ会社ノ請求ニ依リ相當ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス但シ其ノ株主ガ取締役又ハ監査役ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ云々ということにいたしまして、会社の請求がある場合には訴を提起いたしました株主は相當の担保を供すべき義務を認めておるのであります。若しこの担保を提供いたしませんで訴を提起いたしますと、裁判所は民事訴訟法の百十七條、百十四條の規定によりまして、口頭弁論を経ないで判決を以て訴を却下し得るわけでございます。株主の提起は、自分の個人的な利益を擁護するためにはありませんが、飽くまでもいわれる公益に基く訴でございますが故に、その訴の提起につきまして担保を提供せしめるということに

いたしましたのでは、株主の訴提起の事実上の権利が妨げられ、又場合によつては奪われるという事実上の結果を伴ふ虞れもありますので、株主の権利を保護する意味におきまして、二百四十九條を削除いたしましたわけでございます。二百四十九條の規定は、決議取消の訴のみではございませんで、決議無効確認の訴或いは決議取消変更の訴、二百五十二條或いは二百五十三條の訴、その外減資無効の訴にも準用いたされておるのでございまして、二百四十九條の規定を削除いたしますことは、相當重大な意義を持つものと考へます。

次に二百五十一條の規定でございますが、これも前に御説明申し上げましたように、かかる裁判所の裁量権を法文の規定の上に掲げますことは適當でないと考へまして削除いたしましたわけでございます。裁判所が当該の事實を公正に判断せられまして、法律の解釈といたしまして、原告の請求を棄却せられということとは毫も差支ないわけでございます。その意味におきまして裁判所に公正な裁量権がありますことはもとよりでありまして、これをも奪う趣旨でないことは申上げるまでもないと思へます。

次に二百五十二條でございますが、これは先程申しましたように二百四十九條の規定の準用を削つただけでございます。

二百五十三條も同様でございますが、二百四十九條の準用を削除いたしましたわけでございます。その外別段あるとは字句の整理でございます。申上げることとはございません。

次に取締役及び取締役会に關して御

説明申し上げます。二百五十四條につきましては、第二項におきまして「会社ハ定款ヲ以テスルモ取締役ガ株主タルコトヲ要スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得ズ」という規定を新設いたしましたのでございまして、これは總括的な御説明のときに御説明申し上げましたので省略いたします。

二百五十四條の二は、取締役の職務遂行の義務を明らかにいたしましたもので、これも別段御説明申し上げる必要はないと思へます。

二百五十六條は、取締役の任期に關する規定でございますが、現行法では取締役の任期は三年を超えることができないうふうになっておりますので、期間を短縮いたしました二年と改めたわけでございます。取締役の権限は改正法律におきましては極めて強化いたしましたし、又その解任は、後程申し上げますように、特別決議といたしまして困難なる決議を必要とするにいたしまして、その在任を保障するといふ取扱をいたしましたのに鑑みまして、三年の期間はやや長きに失するのではないか、アメリカの多くの立法の实例を申し上げますと、一年となつておるのに照しまして、二年と改めたわけでございます。言い換えれば株主総会におきまして取締役の信任を問ふ機会を早く來させるのが適當ではないかと考へたわけでございます。次に最初の取締役につきましては、現行法は別段の定をいたしておりませんが、会社成立のときからやはり三年までは在任できるわけでございますが、最初の取締役は設立過程において選ばれるという關係、殊に総立總會において選任されるのでありまして、そ

の創立總會におきましては、いわゆる累積投票の採用をいたさないことにいたしましたので、最初の取締役につきましては、これを一年と定めまして、特に信任を問ふ機会を早く與えるということが適當ではないかと考へたわけでございます。第三項は現行法通りでございます。別段申し上げることもございません。

二百五十六條の二は、取締役の選任の決議に關する規定でございます。これもすでにたび／＼申上げましたので説明を省略させていただきます。

次に二百五十六條の三は、いわゆる累積投票に關する規定でございます。累積投票につきましてはいろ／＼論議も多かつたところでございまして、この規定を定めますにつきましては大いに苦慮いたしましたわけでございます。第一項は、又取締役の選任を目的とする總會の招集があつたときには、株主は会社に対して五日以前に書面を以て累積投票を請求することができると、言い換えれば、總會の当日になりふりなことにいたしますと、他の株主に思わぬ損害を生ぜしむる虞れもございまして、累積投票につきましては、必ず五日以前に書面を以て会社へ請求をする、そうしてこの請求がなされた場合には、この会日におきましては、議長は議決に先立ちまして、累積投票のあつた旨を宣告しなければならぬということにいたしましたのでございまして、四項の規定でございます。そうして果してその請求があつたかどうかということが問題になることもあり得るかと思へましたので、その

請求の書面は總會の終結に至るまで本店に備へ置きまして、株主の閲覧に供するということにいたしましたのであります。第五項の規定でございます。第二項と第三項は累積投票の効果に關する規定でありまして、即ち累積投票の請求がありましては、取締役の選任決議については、各株主は自己の持株に付き選任せらるべき取締役の數と同數の議決権を有する、この議決権は一人の候補者に対して集中して投票することも許されるし、且つ二人以上に分散投票してその権利を行使することができるとでございます。で累積投票の結果は、投票の最高點を得ました者から順次取締役の數に満つるまで選んで參りまして、そうして得點の多い者から取締役の定數に達するまでの候補者が取締役の選任されるわけでございます。

二百五十六條の三は、累積投票の原則的な規定でございますが、会社によりましてはそれ／＼特別な事情を持つた会社もあり得るので、累積投票によらないことを適當とする会社もあるわけであらうかと考へまして、二百五十六條の四において、会社は定款を以て取締役の選任につき累積投票によらざることを定めることができることといたしたのでございます。尤もこの場合におきましては、発行済総株數の四分の一以上に當る株式を有する株主から請求があり得る場合には、定款の規定に拘らず必ず累積投票をなさなければならぬということにいたしましたのでございまして、これは苟くも発行済総株數の四分の一の多數の株主から累積投票によりたいという要望がある場合に、これを尊重することは妥當と考へ

ましたので、この規定を置いたわけでございます。

次に二百五十七條でございますが、これは取締役の解任に関する規定でございます。第一項は現行法通りでございます。別段申上げることがございせん。第二項は、現行法におきましては取締役の解任は通常決議によるわけでありましたが、取締役の地位を保障する意味におきまして大多数の不信任がない限り解任できない。即ち解任の決議は特別決議によるということにいたしましたのでございます。併し如何なる場合にも必ず特別決議によらなければならないということになりますと、多数の株主と結託いたしました取締役が不正行為を遂行する、定款違反の行為を行なつた場合にも解任できないということになるのでありまして、かかる場合には特別の解任方式を認めることが適当といたしました次第でございます。よつて第三項を感つたわけでございます。即ち「取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルニ拘ラズ株主總會ニ於テ其ノ取締役ヲ解任スルコトヲ否決シタルトキハ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ハ三十日以内ニ其ノ取締役ノ解任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得」即ち発行済株式の百分の三以上に當る株式を有する株主は、取締役解任否決の總會決議後三十日以内に裁判所に対して解任の請求ができる、解任の訴をするのでございます。この訴は本店の所在地を管轄する裁判所の專屬管轄としたしまして、訴が区々に提起されることを防ぐことを適当と考えまして八十八

條の規定をこの訴に準用いたすこととしたのであります。この訴は申すまでもなく少数株主が原告となりまして、被告は取締役でございます。判決の結果によりまして解任の効力を生ずるというのでありまして、いわゆる形成判決になるわけでございます。形成判決は判決の性質上第三者に対してももとより効力を生ずるわけでありまして、会社及びすべての第三者に対してこの解任の判決は効力を有するわけでありまして、併し訴を起しましたのに拘わらず、判決あるまで依然取締役がその任におりますと、会社に又不測の損害を生ぜしめる虞れもありますので、後に申上げますように、二百七十九條におきまして解任の訴の提起がありまして場合には、本案の管轄裁判所は取締役の職務執行を停止し、又は代行者を選任するといふ仮処分ができることとしたのでございます。

二百五十八條は別段申上げるまでもございせん。監査役の廃止に伴う條文の整理に過ぎないのであります。二百五十九條以降は、二百五十九條から二百六十一條ノ二までは、取締役会に関する規定でございます。総括的な説明の時に申上げましたように、改正法律案は、会社の業務執行の機関としたしまして、この取締役会という會議体を会社の機関として採用いたしましたのでございます。この取締役会は會議体でありまして、正式な招集によつて開かれることとしたのが適当と考えまして、二百五十九條におきましては、招集権者に関する規定を設けたのでございます。即ち取締役会は、各取締役がこれを招集したことにいたしましたのであります。尤も取締役の中に

は、後に申上げますように、会社を代表すべき代表取締役と、然らざる取締役があるものでありまして、会社の代表取締役が会社を代表すると同時に、会社の内部関係におきましては、会社の業務を現実に執行する機関となることから考えますと、一般には代表取締役が取締役会を招集するのが通常の事態になるのではないかと思います。そこで但書を設けまして、取締役会におきまして招集をなすべき取締役を定めることを認めたわけでございます。この定がない限りは、各取締役が取締役会を招集したすわけでございます。

次に、會議体でありますので、招集の通知を必要とする考えまして二百五十九條ノ二の規定を設けたのでございます。即ち「取締役会ヲ招集スルニハ會日ヨリ一週間前ニ各取締役ニ對シテ其ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス」この一週間という期間は、一応この法律で定めなければいけません、会社には大小さまざまございまして、又取締役の員數も法定數以上であれば、これは制限がございせんので、会社の事情によりまして、一週間の期間は長きに失するということになれば、これを短縮することを認めるのを適當かと考えまして、但書を置いたのでございます。この招集の通知には取締役会の開催せらるべき日にちと場所を通知すれば足るものと考えております。いわゆる會議の目的たる事項、議事日程というものには必ずしも掲げることが必要としないと考えます。

の招集の手續を経ないでも隨時會議を開くことができるということにいたしましたのでございます。これは有限会社法の三十八條の規定と同趣旨の規定でございます。

二百六十條は別段申上げることもないと考えます。

二百六十條ノ二におきまして取締役の定足數と決議要件とを規定いたしましたのでございます。即ち取締役会は原則として過半数の取締役が出席しなければならぬ。そしてその決議は「取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス」ということにならねばなりません。但し定款ヲ以テ此ノ要件ヲ加重スルコトヲ妨グズ」ということにならねばなりません。やや取締役会の決議の方式が嚴格に過ぎるのではないかと、反対意見もあろうかと思ひますが、取締役会といふものの会社に於ける極めて重要な権限に鑑みますと、少くとも過半数の出席を必要とするし、又過半数を以て決議をするといふことは當然なことではないかと考えます。多少論議になるかと思ひますが、この決議は、原則といたしまして必ず會議によることを要するのでありまして、通例行われておりますような持ち廻りの書面による決議というものは認めない方針でございます。と申しますのは、一般に會議体はさうでございまして、會議体に対して大きな権限を設けたらしますのは個々の人の知識、経験、判断、意見といふものを尊重いたすのではありせん、個々の人の集まつた會議におきまして、その衆智を盡して意見を交換する、そして衆智の集つた経験と意見の交換によりまして導き出されたところの結論である

判断採用というものに、法律は特に重き価値を置いておるわけでございます。それから、個々の意見の表明に過ぎないようなこの書面による持ち廻り決議といふものは、この會議に代るべき性質のものではないと考えます。次に取締役会には代理人の出席が許されるかということも多少問題になるかと思ひますが、これは取締役会の性質上、代理人は許されません。株主總會におきましても特段の規定がなければ代理は許されなければいけません。これは特別の規定を設けておるのにも照らしまして、取締役会の會議におきましては代理人の出席は許されないと考えております。それから二百六十條ノ二の二項は、決議に特別の利害關係ある取締役は議決権を行使することができないこととしたし、又その取締役はこの定足數に算入しないということにいたしました。二百三十九條第五項及び二百四十條第二項の規定を準用することとしたのでございます。

二百六十條ノ三は省略して頂きます。ちよつと申上げて置きたいと思ひますのは、議事録に取締役が署名をいたさなければならぬということでございます。而もこの署名につきましては、後程二百六十六條のところで御説明申上げますが、決議に賛成したものであるかどうか、反対であるかどうかということを明らかにいたしまして署名をいたすことが必要であると考えております。

二百六十一條は代表取締役に関する規定でございます。取締役会は業務執行機関でございますけれども、會議体といふものの性質上、一切の会社の業務につきまして、言い換えれば常務

についても一々会議を経なければ事務が行えないというのでは行過ぎと考へますので、常務を執行する機関といひまして代表取締役を選ぶことにいたしましたのであります。この代表取締役は会社の内部におきましては、業務の現実の執行機関であると同時に、会社外の関係におきましては、会社を代表すべき機関となるわけでありまゝ。現在でも会社を代表すべき取締役を定款で定めることを認めておきますし、数人の代表取締役を選ぶことを認めておる次第であります。これは任意の定に過ぎないのであります。ところが新法におきましては、代表取締役を選ぶことは取締役会の義務でありまして、代表取締役の選任がなければ設立の登記ができないわけでございます。三項は別段申上げることないかと思ひますが、代表取締役の一人に対してなされた意思表示は、会社に対して効力を生ずることないといひ、又代表取締役は会社の営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有することを明らかにし、又代表取締役の員数を欠くに至りました場合、任期の満了又は辞任によつて退任した代表取締役は新たに選任せられた代表取締役が就職するまで代表取締役としての権限を有するといふことにいたしましたために、三十九條の二項、七十八條、二百五十八條等の規定を準用いたすことにいたしましたのでございます。

次に二百六十一條の二は、会社が取締役に対し、又は取締役が会社に対して訴を提起する場合における会社の代表關係を規定いたしましたのでございませう。これは利害關係が衝突する虞れもありませんので、特にこの場合には取

締役会の定むる者が会社を代表することないといひ、又株主総会は会社を代表すべき者を定めることができることにいたしましたのでございませう。

次に二百六十三條は、書類の備へ置きの義務でございますが、取締役は定款並びに総会及び取締役会の議事録を本店及び支店に、株主名簿及び社員名簿を本店に備へ置くことを要することないといひたしたのでございませう。そして会社が定款を以て名義書換代理人を置くといふことを定めました場合は、株主名簿若しくは社員名簿又はその複本を名義書換代理人の営業所に置かなければならないといふことにいたしましたのでございませう。株主及び会社の債権者は、この現行法通り、前項に掲ぐる書類の閲覧又は謄写を要求することができるといふことにいたしましたのであります。謄写を求める権利を認めましたのは現行法にない点でございます。次に二百六十四條でございますが、これはいわゆる取締役の競業禁止に関する規定でございます。取締役と会社との間の利害の衝突による会社利益の侵害を防ぐために、現行法は競業禁止を認めておりますが、この建前を承認いたしましたのでございませう。この禁止によつて行われるのであります。その認許を得るためには、特に取引の内容につきまして重要な事実を開示しなければならぬといふ義務を取締役に課したものでございませう。そしてこの現行法によりまゝすると、この認許は普通決議によつて行われるのであります。決議の性質の重大なことに鑑みまして、一種の格別の決議の方法によることにいたしましたのでございませう。これ

は発行済株式の総数の三分の二以上の多数を以てなすといふことにいたしましたのでございませう。発行済株式の総数の三分の二以上でございますから、いわゆるこの特別決議よりも要件が遙かに重いわけでございます。取締役が総会の認許を得ませんで競業をいたしました場合に、株主総会はいわゆる介入権を有するのでありますが、これはやはり現行法通り認めた次第でございます。その権利は取引のときから一年を経過したときには消滅するといふことにいたしましたのでございませう。尚現行法によりまゝと、取締役が同種の営業を目的として他の会社の無限責任社員若しくは取締役となるにつきましては、株主総会の認許を要するといふことになつておりますが、同種の営業を目的とする他の会社の無限責任社員又は取締役となすことは、いわゆる私的独占禁止法の十三條によりまして禁止された事項でありますので、改正法律案においては、この規定を削除いたしましたのでございませう。

次に二百六十五條は、いわゆる自己取引に関する規定でございます。現行法におきましては、取締役が会社の利益を犠牲にして私利を図るというのを防止するために、特に監査役承認がある場合に限り、自己取引ができるということにいたしましたのでございませう。監査役が承認せられませんでしたので、取締役の承認を得ることとしたのであります。と同時にこの取引の内容を、会社の製品その他の財産を譲受たり又は会社に對し、自己の製品その他の財産を譲り渡す、或いは会社より金銭の貸付を受けるといったような、取引の内容を具体的に掲げまして、特に禁

止せらるべき取引を明らかにいたしました点が、現行法と異つてゐる点でございます。

次に二百六十六條でございますが、これは取締役の損害賠償或いは金銭支拂の責任を規定いたしましたものでございませう。現行法におきましては、債務不履行一般として包括的に規定されておりますのを、或るべく会社に対して損害を與える虞れの多い事項を例挙いたしましたので、その責任の範囲を明確にいたしましたのが、この規定の現行法と異なるところでございます。即ち二百六十六條の一項の各号に掲げる行為を為したる取締役は、会社に対して連帶して責任を負ふといふことを明らかにいたしましたのでございませう。先ず第一番のこの責任を負ひますのは、二百九十九條第一項の規定に違反する利益配当、俗に申しますところ配当による損害を賠償するといふ責任を認めたのでございませう。二百九十九條の第一項の規定に違反いたしました利益の配当を行なう議案を総会に提出いたしましたして、総会においてその議案が可決されて利益配当が行なわれた場合には、その配当は不当な配当といひまして、会社は株主に対して返還請求をいたすことができるわけでありませうが、返還請求をした事例は殆んどございませうし、又善意の株主に対しても尚返還請求を認めるべきであるかどうかといふことは、多少異論のあるところではないかと考へます。本来いわゆるタコ配当に関する第一的な責任は、取締役が負ふべきものであります。故に、先ず取締役に対して責任のあることを明らかにし、その損害賠償の範囲を明らかにいたしましたのでございませう。

即ち配当せられた金額につきまして、取締役が連帶して責任を負ふといふことにいたしましたのでございませう。二号は、これも会社によりましては起りがちのことかと思ひますが、他の取締役に対して金銭を貸付けるという場合に、その取締役から弁済を得ない金額について責任があることを明らかにしたのであります。三号は、株主総会の認許を得ませんで競業をいたしましたので、これによつて損害を與えた場合に、取締役は責任がある。四号は、自己取引をなした場合に、それによつて損害を生じたときに、その損害額について責任を負ふ。五号は、これは現行法にありますが、法令、定款に違反する行為を為して会社に損害を與えた場合、取締役は連帶して責任を負ふといふことになつてゐるのでございませう。取締役が連帶して責任を負ふという場合に、その如何なる範囲の取締役が責任を負ふかといふことが問題になりますので、第二項を設けまして、取締役会の決議に基づいて行為が行われた場合には、その決議に賛成した取締役のみが連帶して責任を負ふといふことを明らかにいたしましたのでございませう。若し議事録に賛否が明らかでない場合には、苟くも會議に参加した取締役であれば、その決議に賛成したものと推定することにいたしました。取締役の決議における態度を、一方成るべく明確にするのを期待いたしますと同時に、異議を止めなかつた取締役についても責任を認めることにいたしました。次に四項は、前にも申し上げましたように、取締役の責任は株主の同意がなければ免除することが

できないと規定したものでありまして、第五項は、自己取引につきましては、取引の重要な事実を開示して株主総会において免除し得ることを規定したものでございます。自己取引は、取引自体といたしましては、毫も違法なものではないと見做して、一定の取引については要件を要求しておるだけでありまして、又実際問題といたしまして、取締役と会社との間に取引が行われる必要があることはしばしばでありまして、この場合に発行済株式の総数の三分の二以上の多数を以て責任を免除し得ることは適当と考えまして、これを唯一の例外としてこの規定を置いたわけでございます。尤も計算書類の承認に係属いたしました、二百八十四條は責任解除の規定を設けておりますが、これはやはり改正法律案におきましても存置いたすことになしたものでございます。

二百六十六條の二は、取締役が二百九十條第一項の規定に違反する利益配当をいたしましてその責任に任じました場合に、悪意の株主に対しては求償権を行使せしめるのが適当と考えまして、この規定を置いたわけでございます。本来タコ配当によりまして利益を得ておりますのは、取締役ではなくて株主であるのでありますので、悪意の株主に対しては求償権を行使せしめるのが適当と考えまして、この規定を置いたものであります。この規定の反射的な効果といたしまして、善意の株主が取締役に対して求償する義務がないこととなるわけでございます。

二百六十六條の三は、取締役の第三者に対する責任を規定したものでございます。即ち取締役が職務を行うにつ

きまして、悪意又は重大なる過失があつたときには、その取締役は第三者に対しても連帯して損害賠償をしなければならんことを明らかにしたのであります。現行法は法令、定款違反ということに規定いたしておりますが、改正法律案におきましては、任務懈怠一般についてこの責任をとりますると同時に、主観的責任原因を悪意又は重大なる過失に限定したわけでございます。尙株式申込証、社債申込証、目論見書、それから二百八十一條に掲げまするいわゆる計算書類、それから二百九十三條の五にありますが附屬明細書、そういうものは会社の内容、状態、或いは財産、業務の状況に関する一つの公示的な性質を持します書面でございます。この書面に真実が記載されなければならぬのは、会社が公示の建前をとっております原則上当然だと考えますので、苟くもこれらの書面に虚偽の記載をする、或いは虚偽の登記をする、若しくは公告をするという場合には、取締役に第三者に対する絶対責任を認めなければならぬと見做して、この規定を置いたわけでございます。この場合、悪意若しくは重大なる過失の部分ばかりでなく、苟くもこの事実がある場合には、取締役が第三者に対して法律上当然責任を負うこととなるわけでございます。

き、又は三十日の期間を待つておつたのでは会社に回復すべからざる損害を生ずる虞れがあるという場合には、株主はみずから会社のために訴を提起することができるといたしたのであります。この訴は本店の所在地を管轄する地方裁判所の専屬管轄といたしまして、株主又は会社は何時でも前項のこの訴に参加することができるといたしたのであります。但し参加したために不当に訴訟が遅延する、或いは徒らに裁判所の負担を加重せしめるといふ場合には、参加を認めないことにいたしましたのでございます。又この代表訴訟の提起されました場合には、遅滞なく会社に対して訴訟の告知をすることといたしたのでございます。これが二百六十八條の規定でございます。

次に二百六十八條の二でございますが、代表訴訟におきまして原告が勝訴いたしました場合には、この訴訟は株主個人の利益のためでありませんで、会社のために訴を提起したものであります。故に、弁護士に支拂うべき相当なる報酬額について、会社にこれを負担せしめるのが適当と考えまして一項の規定を置いたわけでございます。株主が敗訴したことももとよりあり得るわけでございますが、この場合には悪意の株主に限つて会社に対して損害賠償の責を負はしめることにいたしましたのでございます。この相当報酬額の支拂を求めると、悪意のある場合に損害賠償に任ずるといふことは、訴訟に参加した株主につきましても認める必要があると考えまして、三項の規定を置いたわけでございます。

尚この代表訴訟は、原告と被告とが

共謀いたしました訴訟をいたしまして会社の利益を侵す虞れもありませんので、これを防止する意味を以ちまして、馴合訴訟の判決に對しましては、再審の訴を以てこの不服を申立てることができるといふことにいたしましたのでございます。これが二百六十八條の三でございます。

次に二百七十條でございますが、これは先程も申しましたように、取締役の解任の訴を加えて、取締役の選任決議の無効若しくは取消又は取締役の解任の提起ある場合に、おきましては、管轄裁判所は当事者の申立によつて、仮処分を以て取締役の職務の執行を停止又は代行を選任することができるといたしたのでございます。この規定を設けましたことによりまして、現行法の二百七十二條は必要がなくなりまして、これは削除いたしましたのでございます。

二百七十二條に新しく規定を設けました。即ち、取締役が会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為ヲ為シ之ニ因リ會社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ株主ハ會社ノ為取締役ニ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得」という規定を設けたのでございます。これはいわゆるウルトラ・バイアスの規定でございます。アメリカ法に広く認められておりますインジャンクションの制度を採用いたしましたのであります。会社は定款に定める一定の目的を目的といたしまして設立されたものでございまして、各株主はその目的のために一定の金額を出資したというわけでございますから、会社の目的というものは、取締役

が業務を執行いたしますのにつきま

しては、極めて重大なる制限を持つのは当然でございます。にも拘わらず取締役がその目的の範圍を超えて業務を執行した、或いは法令又は定款に違反する行為をして、それが会社に回復すべからざる損害を生ずる虞れがある場合は、株主はこれを執手して傍觀しななければならないというのでは、株主の權利を十分保護するゆゑに反するので、この場合に株主は会社のために取締役に対してその行為を差止めるといふ方式をとるのが適当ではないかと考えておるのであります。この点は十分御検討、御審議を願ひまして、或いはこの非訟事件手続について取扱うことが適当であるという御意見になりましたらば、非訟事件手続の方を改正いたしました、適當なる手配をいたしたいと考へます。

次に二百七十三條から二百八十條までは、会計監査役に関する規定でございます。現行法の業務の監査をいたす監査役を廃止いたしました、専ら經理監査をなす会計監査役を設けることにいたしましたのでございます。別段特に御説明を申し上げることもないかと思ひますが、二百七十六條の会計監査役が、取締役又は支那人その他の使用人を兼ねることができない。会計監査役の職務の成るべく独立であることを必要とする考えましたので、特にかうな規定を設けたわけでございます。

二百八十條はこの会計監査役の選任、会社との關係、それから解任、責任免除の制限、第三者に対するその責任、責任追及の訴等につきまして、取締役に關する規定を準用したものでございます。

○委員長(伊藤修君) ではこれで三十分休憩いたします。正一時から質疑に入ります。今日は土曜日でありますから正一時からお願いいたします。

午後零時二十三分休憩

午後一時二十七分開会

○委員長(伊藤修君) これより午前中に引続き法務委員会を開きます。

○松井道夫君 先ず総会についてちよつとお尋ねしたい点があるのであります。新たに二百三十條の二という規定が定められて、総会ハ法令又ハ定款ニ定ムル事項ニ限り決議ヲ為スコトヲ得」という案になつておるのであります。従来は御説明にもありますように、株主総会というものは何でもできた、要するに会社の最高の機関であるということになつておつたのであります。それで新しい会社法の理念といたしまして、株式会社の性格というものはどういふことになるか、最高の機関でやほりあるのか、或いはどうでないのか、觀念上のことで伺います。その点を先ずお尋ねしたいのであります。

それから「法令又ハ定款ニ定ムル事項ニ限り決議ヲ為スコトヲ得」ということになつておまして、法令で直接決議事項とせられておることは間違ひありませんし、定款にも定めることでございましょう。併しながら従来の觀念を持つておまして、定款を作り出すと、当然総会の権限に属しておることを抜かすことが沢山あると思つてあります。当然総会の権限に属せしめていいのではなかつたかと一般の株主が考へておることを抜かすことが沢山あると思つたのであります。それで非常に厳

格に「限り」ということを書いてあります。と、いろいろ問題が起るのじやないかと、かように考へるのであります。その辺について伺いたいと思ひます。

それから例えば利益配当を決定するといふようなことは、これはあとで計算の場合に出て来るかも知れませんが、利益配当のようなことは、これは株主の固有の権限である、株主の地位に附随した固有のものだといふような意味で、総会の権限に属せしむべきだといふ意見が強いように今承つておるのであります。その点についての御見解、それから新法の規定、この二百三十條の二に關連しての新法の規定をお尋ねしたいと思ひます。

元來この事業の運営上のことは、取締役会に一任するのだ、専ら取締役会に属するのであるといふ建前のようなのであります。その点に關して、今の二つ程の疑問があるのであります。それは定款の規定によつて、どの程度取締役の権限、即ち事業運営上のことを規定できるのか、総会の権限にとり得るのか、法律の規定で当然取締役の権限に属されておることについては、定款の規定によつて何らの制限も加へることができないのかどうか、そういうつたいろいろの問題があると思つてあります。

それから更に今の利益配当のようないふことでありますが、これは一面勿論株主固有の権利と見られるのであります。けれども、又一面から言へば、株主は必ずしも利益配当を目当てにして株主になるのではなくして、これを転売するといふようなことが現在としては却つて多いのじやないか、相當の數ある

わけなのであります。果してこれを特別の準備金に積立てないで、或いは設備の新設、拡張といふようなことに当てないで、利益としてこれを配当するかどうかといふようなことは、これは事業の運営上の最高の方針にも、殊に現在の經濟状態としては、當つておるのであります。それを株主がいろいろ取締役の方針に異議を申立てるといふことでは、今の事業の復興、再建、整備といふものは、いわゆる合理化といふようなことはなか／＼困難である。そういうことを考えますと、これは利益の配当といふようなことも、これは執行面、運営面の最も大事なこととして取締役会の権限に属せしむるといふ考えも當然出て来ると思つてあります。要するに二百三十條の二に關連したしまして氣の付いたこと、疑問に思ふことを幾多に申上げたのであります。その辺について御意見を拜聴したいと思ひます。

○政府委員(岡田忠一君) 現行法におきましては、株主総会が会社における最高機関であるといふことは、法律の規定の上にはございせんけれども、株主総会の権限を限定する何らの規定がございせんし、株主の意見を直接に表現する會議体として認めたものが総会であるが故に、株主の總意を尊重するといふ理論から申しまして株主総会が会社の最高機関である。言ひ換へれば法令或いは定款に格別の定めがない限り、株主総会におきましては業務の運営、経営方針につきましても決定をして、取締役会の業務執行を支配しておるといふことに相成つておるわけでございます。ところがそういう株主総会の在り方というものが、企業の

實際の運営の上から考へて、合理的な在り方であるかどうかということが疑問になりましたので、検討いたしました。た末、二百三十條の二のように「総会ハ法令又ハ定款ニ定ムル事項ニ限り決議ヲ為ス」といふ機関であるといふことにいたしましたわけでございます。然らば株主総会が会社における機関としての最高性を失つたものかどうかといふ問題に相成ります。只今の御疑問御尤もと考へるわけでございます。法令に掲げておられます総会の権限といひましては、特別法は別といたしまして、本法に掲げておられますのは、大體現行法の建前を踏襲いたしたものでございまして。先程の説明のときに触れて参りましたので、重ねて申上げることは控へることといたします。が、会社の組織の変更、例えば定款の変更、解散或いは合併といふような会社の組織に關するこの決定といふものは、これは挙げて株主総会の権限とされておるわけであります。企業の組織といふものを非常に重く考へるという立場から見ますと、そういう組織変更の権限を有しておるといふことは、総会の一つの最高性といふものを認めておるといふことも言えるのではないかと申します。同時に、成る程会社におきましては、資金の形成といふ問題と会社の運営といふことが中心になることは申上げるまでもございせんが、資金を調達する或いは会社を運営すべき機関である取締役といふものは、然らばどうしてやられるかといふ問題を考へますと、これは株主総会において選ばれるものであります。が故に、如何なる人を取締役に決定するかといふその決定権を持つておるといふ点を考

えます。と、株主総会は取締役の母体であるといふことも言ひ得るわけでございまして。その点から申しますと、又最高性を有しておるといふことも或る面から言えるのではないかと申します。しかのみならず二百四十條、これは、いわゆる營業に屬する事項でございすけれども、最も根本的なものであります。が故に、これは総会の決議によらなければならぬといふことにしてあるわけであります。その外個々の規定は省略いたします。が、検討して見ますと、法令に定むる事項に限つて権限を有すると言ひましても、実は相當重大な権限を持つておられますので、これは結局最高性といふ言葉の問題になりますけれども、そういう権限を持つておるといふことは、機関としての最高性を意味するといふことも言へないことではないと思ひます。ところがここで問題になりますのは、会社の業務について如何なる権限を持つておるかといふ問題だけに限定いたしますと、改正法律案におきましては、この業務に關する命令権といふものは認めないといふことが、この大きな変更であるわけであり、業務だけを中心にいたして考へます。業務だけを中心にいたして考へたといふことを言へるかと思ひます。それが、そのみを以て総会の根本的性格までも、最高である地位から極めて低い地位に落ちたといふことは申されないのでございまして、業務の運営といふものは取締役をして、その責任において行わしめることの方が合理的であるのであります。が故に、そういうい

えます。と、株主総会は取締役の母体であるといふことも言ひ得るわけでございまして。その点から申しますと、又最高性を有しておるといふことも或る面から言えるのではないかと申します。しかのみならず二百四十條、これは、いわゆる營業に屬する事項でございすけれども、最も根本的なものであります。が故に、これは総会の決議によらなければならぬといふことにしてあるわけであります。その外個々の規定は省略いたします。が、検討して見ますと、法令に定むる事項に限つて権限を有すると言ひましても、実は相當重大な権限を持つておられますので、これは結局最高性といふ言葉の問題になりますけれども、そういう権限を持つておるといふことは、機関としての最高性を意味するといふことも言へないことではないと思ひます。ところがここで問題になりますのは、会社の業務について如何なる権限を持つておるかといふ問題だけに限定いたしますと、改正法律案におきましては、この業務に關する命令権といふものは認めないといふことが、この大きな変更であるわけであり、業務だけを中心にいたして考へます。業務だけを中心にいたして考へたといふことを言へるかと思ひます。それが、そのみを以て総会の根本的性格までも、最高である地位から極めて低い地位に落ちたといふことは申されないのでございまして、業務の運営といふものは取締役をして、その責任において行わしめることの方が合理的であるのであります。が故に、そういうい

たのでありまして、私はこの点を消したからと言つて、必ずしも株主総会の高い地位というものを失つたというふうには言い得ないのではないかと、かように考えます。

次に「定款」ということを定めておられますが、ここに非常な含みがあるのをごさいます。会社の定款は、言い換えれば憲法にも該当すべきものでございまして、大小さまざまの会社、或いは業種をいろいろ異にした会社もございまして、会社によりましては、總會といふものに非常に広い権限を持たせる。或いは業務の執行についても或る程度總會の決定によるというふうな定をする会社もあり得るかと思えます。或いは業務に關しませんが、外の事項につきまして特に總會に権限を留保するということは差支ないことと考へまして、定款に定める事項を總會は決議することができるといふことにいたしましたわけでございます。

次に利益配当の問題でございますが、これは松井委員の御指摘の通りに私は考へております。会社の業務の運営から申しますと、会社の経営、監督を如何にいたすか、将来の予算を如何に出すか、或いは従つて營業年度の末における利益というものを如何なる形において利用して行くか、使用して行くかという問題は、業務決定としては最も中心をなすものでありまして、むしろ取締役の専決事項といふことの方が合理的ではないかと考へます。アメリカでもさうに取扱われておるものが、各州の州法で定めてあります。が、松井委員のお話にございましたように、株主にとつて非常に重大な権利である。現行法においては總會におけ

る決議事項とされておるし、なか／＼重要な決議事項である。これをこの際審つてしまふことはやや行き過ぎではないかというふうな意見が支配的になりまして、一つの妥協といつたしまして、これは一應總會の権限として留保して置くことになつたわけでありまして、併し法制審議会の商法部会におきまして、松井委員と同様の意見を持つておる有力な学者なり實際家もおられまして、大いに議論せられたのでございまして、現状においては、妥協して従来通りの取扱にいたすのが適當であらうというので、利益配当に対する決定は、總會事項といたしたわけでございます。二百三十條の二の「定款ニ定ムル事項ニ限リ」という「限リ」という言葉を使つておりますが、これはただ表現上明確にするという趣旨におきまして「限リ」という言葉を使ひましたので、さして強い意味があるわけではございません。總會は法令又は定款に定める事項について決議をなす機關であるというだけに過ぎないのであります。先程触れましたが、二百六十條におきまして「会社ノ業務執行ハ取締役会之ヲ決ス」といふふうに規定されておりますので、定款を以て業務執行に關する事項の或る部分を總會の決議事項にいたすことが許されるかどうかという問題につきましては、多少論議があるかと思ひます。二百六十條は強行規定であつて、定款を以てしてもこの規定と異なる定をすることができないといふのはやはり行き過ぎではないか、会社におきましては、原則として業務執行機關は取締役会であるけれども、その取締役会が業務執行するにつきまして、或る

事項については總會の議にかけるといふような定款を定めた場合に、これが無効な定款であるといふところまで果して言い得るかどうかというところは疑問ではないかと思ひます。先程申しましたように、定款は、会社の根本的な法規であります。故に、その根本的な法規において、或る特別の事項は業務執行にかゝる事項であるとしても、これを總會に留保するといふ定款の定をするといふことは、必ずしも二百六十條の禁止したところではないかと思ひます。併しこれは将来の解釈問題として、私は相當議論のあるところでないかと思ひます。現在におきましては、一應私共の考へておる見解を申し上げて御参考に供したいと思ひます。

○松井道夫君 今の点は、例えば授權資本の範囲内における新株の発行、或いは社債の募集といったようなことが取締役会の事項になつておる。それを或る限度總會の、例えば授權資本が四分の三ある場合に、四分の一程度のものは自由にやつてもよろしいが、四分の一を超過するような大きな新株の発行の場合には、これは總會の決議を要するといふような問題、そういう問題が必ず起きて来ると思ふのであります。これは全然取締役の権限を奪うといふことは、これはいけなないだらう、いけなないと思ふのでありますけれども、これを或る程度制限するといふことはいいのじやないかという問題が必ず起きると思ひます。その他いろいろ各規定があるであります。その他いろいろ規定があるの見解が、余り酷くない、法律の趣旨を根本から覆すようなものでない限りは、總會の決議による

ことができるのだという御解釈と拜聴して、それはその程度に打切つて置きます。

次に總會の決議方法、定足数とか、そういうようなことに關連いたした事項につきまして、新しい法案には、いろいろ異つた方法がとられてゐるよう思ふのであります。例えば今の取締役の責任の解除には、株主全員の同意を要するとか、尤もそれは必ずしも總會を開かなくてもいいので、同志を集めればいいのだといふようなことであるかも知れません。が、とにかく總會を開いたとすれば、一つの新しい別個の決議方法、又今の認許を得る、競業の禁止ですか、何でしたか、とにかく認許といふのがあつたと思ひます。その場合は又その場合で、発行株の三分の二以上、その他特別決議、普通決議といふ／＼あつたと思ひます。が、その各種の決議方法と、それがどういふ場合、それから何故に他と違つた決議方法が必要なのかといふようなことを一つ御説明願ひたいのであります。尤もこれは後日表にでもして下すつて示して下されば、それでも一向差支ございません。

それからもう一つ、少数株主におきまして、いろいろの場合で違つた方式を立てる、十分の三とか、十分の一とか、いろいろあるように思ふのであります。が、その辺も一つ表でも図解でも、何でも結構ですから一目瞭然のようにして頂きたいと思ひます。

それから又訴もありました。訴もあり、又必ずしも訴をしようにとせずに、非訟事件でやるという方法もある。この点も比較検討の必要がありますか

ら、それも一つ一覽して分るよう願ひたいと思ふのであります。

尚、今の申上げた決議事項に關しまして、特に附加して頂くようなことがあつたら一つ御説明願ひたいと思ふのであります。が、いづれにいたしましても、こういう議論は必ずあると思ふのであります。同じ会社の總會の決議で、そういういろいろの決議方法を認める必要はないのじやないか、それはまあ事柄の性質によつて、事の輕重がおのづからあるだらうけれども、それを一々細かく取上げてやつて行つて、決議の方法その他を変えて行つても仕方がないのじやないか、大体の線で一つなり二つなり三つなりやつた方がいいのじやないかといふような議論は必ず起きて来ると思ふのであります。それが会社の決議方法であつて、今の少数株主権の株主数であつて、必ず起きるのであります。そういう点について御見解をお伺ひしたいのです。

○委員長(伊藤修君) 今の御要求ですね、お手数でも表にして頂きますと非常に我々としても便利であると思ひます。

○政府委員(岡咲一君) 只今松井委員の御要求になりました本法律案におきまして定められました總會の決議方法、それから少数株主権の種類と申します。それから少数株主権の種類と申します。これは非訟事件による申立によるか、訴上の公式における採用といつたようなものを表にしまして御参考供することにしたのです。その方が明確に御了解頂けるかと思ひますので、さうに取計らいたいと思ひます。

この決議方法につきましては、主として通常決議と特別決議、この二通り

に分れておりまして、特別決議につきまして、このたびの法律案も、従来の事項を大體特別決議事項としたわけでございます。通常決議に属する事項とされてあります事項の中で、特に一種格別な決議方法を認めましたものは、只今御指摘になりました取締役に対する競業禁止の解除につきまして、発行済総株数の三分の二以上の多数を以てするという規定を設けました点、それから取締役の自己責任に関する責任の免除につきまして同様の決議方法を認めましたという点が異例の取扱だと考えます。この決議方法を認めましたのは、認許とか或いは取締役の責任の免除というものが、事柄といたしまして極めて重大でございします。で、特別決議よりもむしろ重い決議を定めたわけでございます。尙お手許に表を差上げましてそれを御検討頂きまして、お尋ねがございしますならばお答え申上げることになしたいと思います。

○委員長(伊藤修君) 松村さんと皆さんに申上げて置きますが、午前中に第三節の会社機関のうち、株主総会と取締役と会計監査役と、この三つの事項についての逐條説明がありました。その今質疑を行なつておるわけであり

○委員長(伊藤修君) 二百三十條から二百八十條までの質疑を今行なつております。

○松井道夫君 それからも一つ、いろいろ立案の過程その他で問題になつたと聞いておること、一体この自由企業の経営というのを考えて見ますと、法律によつて一定の枠を嵌められるというところが、相当苦痛の場合が

沢山出て来ると、これはまあ当然予想されるのであります。その企業の組織の点におきまして、これを縛られると相当窮屈だということがあり、又その企業体の自治に任して置いて一向差支ない事柄が多いと、さうに考えられるのであります。昨日問題になりましたが、例の定款の規定により株式の譲渡に対する制限を加えることができないという規定もその一つであります。又今日説明を受けました問題の中にも、そういうことがちよ

いまいち出て来るのであります。例えば取締役、これは規定がどこに行きましたかちよつと見当りませんが、取締役にするには、定款を以てするも株主たることを要するといふようなことはできない。これは経過的の歴史的の理由はあると思うのであります。取締役は株主たることを要するとした法制もある、時代もある。これを株主以外からも経営の専門家を入れることができないやならんといふことで、それが株主たることの要件がなくなつた。更に徹底したとして、定款を以てするも株主たることを要するといふことはできないといふように、それは歴史的の意味合もありましよう。何もこれをことごとくし第二項に持つて来て、特殊の会社におきまして、そういう要件を入れるといふことを禁止する必要もなからう。

尤も今の株式譲渡の絶対自由という、昨日問題になつた点とも関連しておるのかも知れませんが、併しいづれにしても、自治に任して結構なところぢやないかとも言う議論は必ず起るのぢやないかと思ふのであります。そういつたことは外にも認められるのであります。これは私が今ここに探し

て申上げるよりは、説明の面にも当られ、立案の面にも当られた政府委員の方で、疾くによく御承知なのであります。例の松本憲治博士は、そういうことは大嫌いだと言ひまして、これは實際界のむしろ顧問的な立場にあられて、勿論御自分も事業を経営せられたこともあつたし、いふけれども、まあい

やでいやで仕様がなからしいのです。が、そういう規定が確かに、松本さんの御指摘を俟つまでもなく、ぼつ／＼見受けられるのであります。そういうものを強いて今のよう大きな政策的な株式の譲渡禁止乃至は制限を認めるかどうかといふたような、大きな政策上の問題と関連をせよとなつて、ちよつと、そういうようなことがあるのぢやないかと思ふのであります。そういう

つた点如何にお考えになりますか。

○政府委員(岡田英一君) この法律案の中には相当強行的な規定もありまして、その規定に反する定款の効力は相

かであるか、勿論株主が取締役になることは、これは法律が規定しておるところではございせん、自由になり得るので、総会で適當と思ふ人を選び場合に、その適當な人がたまたま株主であつたといふことは、これは一向差支がないわけですが、必ず株主でなければ取締役に出来ないものであるかどうかといふことは、實際の實際から見ましても、ちよつと問題ではないかと思ひます。のみならず、實際の事例を承わりますのに、使用人を重役にならしめるために、いわゆる資格株を名

義上使用人に與えるといふふうなことはよくある例と聞いております。が、若しそつとすれば、實際の必要といふものと定款との間に食違ひがあるわけでありまして、若しも定款を以て株主たる資格を限定し得る、取締役たる資格を株主に限定し得るというこ

にいたしますと、それが一株の株主でも足りるというのであれば、まだこれは差支ないかと思ひますが、この場合に千株以上の株主でなければならぬ、或いは一万株以上の株主でなければならぬといふふうな定款の規定をいたしますと、實質的に少数株主が取締役にたる機会を奪われるわけでございます。これは甚だ不當な株主に対する差別的取扱を結果するのではないかと思ひます。さういふ点から考えまして、むしろ取締役は最適任者を以てその地位に就かしめるという意味におきまして、定款で特にこの取締役にたつことを要するといふふうな資格上の限定をいたすことは適當でないであらうと、かように考えましてこの規定を設けたわけでございます。この表現自体から受けま

る印象は、如何にも定款に当事者が自由意思によつて如何ように決め得る事項であつて、而も別段公の秩序なり善良なる風俗に反することのないやうなこの事柄について、法律を以て特に制限するといふふうなことは、如何にも自発的な、自主的な国民の意思といふものを抑えたやうな印象を與えますが、實際をよく考えて見ますと、左程なことではないのでございまして、むしろ適者経営といふ面から考えまして、こういう規定を置くことが合理的ではないかと考へるわけ

でございます。

○松村眞一郎君 ちよつと私の感じでは「定款ヲ以テスルモ」と法律に書いてあることの裏は、定めることができる。端的に言ひますと、元來定款は法律の規定と違つたことは定め得るものであるけれども、定款を以てするこの場合は定め得ないのであるといふ

うに誤解を招く虞れがないかと思ひます。元來法律の下に定款があるものでありますから、任意規定であれば定款を以て定め得るでありましよう。併しな

○政府委員(岡咲怒一君) 松村委員の仰せの通りでよろしいかと考えます。

かような表現をいたしましたのは、もとより定款を以てすれば、本法に規定してあります強行法規に反する定款もなし得るというふうな大きな力を定款に與える趣旨ではもとよりございませんで、これはもう申すまでもなく、強行規定はたとえ定款を以てしてもそれに反する定款を以てしないことは申すまでもないのであります。ここに「定款ヲ以テスルモノ」と、こう申しましたのは、從來から取締役の資格を定めますにつきましては、多く定款を以て定めておりましたし、又定款は会社における基本的規約として尊重を受けておるものであります。その定款を以てしても取締役が株主であることを要するといふ定款をすることができないといふ表現が適當ではないかと考えまして、かようにいたしましたのでございします。が、今松村委員仰せのような趣旨に相違ございませんので、場合によりましてはさういふ規定を修正いたすことは差支ないかと考えております。

○松村眞一郎君 会社法の中に、定款を以てするものではないという、こういう書き方をしておるところはどこかに例がありますか。

○政府委員(岡咲怒一君) 二百四條の株式の譲渡禁止が大体それに似た定款をしておると思ひます。その外にはないかと考えます。

○松井道夫君 私の先程質問いたしましたことは、單に定款の定によるものだけではないのであつて、今の定款の定によるものという例は、只今問題になりました二百五十四條の二にございしますし、それから取締役会の招集方法な

ど、これも取締役会にそれ程の権限を認め、自治性を認めておるのでありますから、こういうことも一週間前にやらなくちゃならんとか、そういう規定を親切に作つて、却つて無駄が起るんじやないかと思つたのであります。が、會議体でありますから、自分達で勝手に決めていいわけでありまして、こゝういつたことについて余りに法律が親切過ぎるということは、却つて何か特殊な事情で、或いは企業々々によつて皆事情が違ふのでありますから、例へばこれは松本蒸治博士が主張しておられる全国の工場、工場長は皆取締役をしておるといつたようなことで、持廻り會議を認めず、實際に一週間前に通知をする。一週間より短いところもあるかと思ひますが、これは最小限一週間と言ひなす。併しながら同じ東京府内におるといふならば、何も書面の通知をする必要はない、電話で明日出て来て呉れというふうなことで、どんな取締役会を開くこともできるわけでありまして、聊か親切に過ぎるんじやないかというふうな気がいたすのであります。總じてこういう會議体が多いいんじやないか、こういう意味で申上げたのであります。要するに質問の体をなさなさんか知れませんが、余り細かいところまで當事者の自治に法律を以てタッチするということはいき過ぎる場合があるんじやないかという批判に対して、その見解を承わりたいのであります。

○政府委員(岡咲怒一君) この取締役の資格の問題は、實際から見ますと相當重要でございしますし、適者經營という原則を貫く、それから一株の株主にも又取締役たる資格を認めるといふ意味におきまして、二百五十四條ノ二の規定は、實質的に十分意味があるかと考えます。次に二百五十九條ノ二の取締役会招集の通知の問題でございします。これは取締役会というものをやはり一つの會議体として取扱ひます關係上、正式の招集というものが法律上要求されるであらう、かように考へまして設けた規定でございします。勿論これはそれ／＼の会社の定款に任せて差支ないことではあります。が一応一週間前ぐらいの期間を置いて通知をするといふことが合理的ではないか、併し会社においてはその必要のないところもあるから、定款を以てその期間を短縮することができるといふことにいたしましたわけでございます。必ずしも無用な制約を定款なり、或いは会社に対して加えておることにならないのではないかと。松本先生の御指摘になる程、迷惑千万でやり切れない規定といふふうにはならないのではないかと。さういふことでございします。

○松井道夫君 それから又この今回の改正を通じていろいろ問題になつております。それは、個々の株主に取締役に対する責任追及の訴を起すことができるように認めておる。これは一種の少数株主権のミニマムであるのであります。が、その他関連いたしましたインジャンクションとか又違つた面から言へば株主の買取請求権、こういうものが権利の濫用によりまして会社に相當な損害を掛ける虞れがある。この権利の濫用を防ぐところの何らかのいい方法があれば、これは何れもその憲法の訴の自由、そういう憲法にまで遡つた權利としての訴訟だから是非こうしなくちゃならんのだ、或いは制限はよろし

くないのだといふことでなしに、今の公共の福祉、これは申すまでもないこととありますけれども、近頃公共の福祉の名において余りにも基本的人權を蹂躪する傾向が強いといふような非難もありますけれども、何らか權利の濫用を防ぐ必要があるのではないかと。現行法ではたび／＼指摘せられておるうちに、訴に關しては担保その他補償を要求するといふこともあるのであります。が、立案の過程におきまして、さういふ点について何らかの方法が考慮せられたかどうかといふことをお伺ひいたします。

○政府委員(岡咲怒一君) 松井君のお尋ねになりましたように、株式の買取請求権或いは取締役の権限超越の行為に対する禁止請求或いは取締役の責任を追及するいわゆる代表訴訟といふものは、個々の株主の權利として認められておりますので、これが濫用される虞れはないか、その濫用に対して如何ように考えるか、適當な措置を立法上講じておるかといふお尋ねでございます。これは議決権の行使と違ひまして、只今申しました株主の權利はいずれも終局におきましては、國家の司法機關による判断において行使されるのであります。裁判外におきまして權利の行使と異なしまして、この權利の行使が濫用である場合には必ず請求が否定されますから、その点から申しますと、裁判外の權利行使に比べますと、權利者みづから相當の慎重さを必要とするのではないかと思ひます。

規定いたしましたのは、この代表訴訟におきましては二百六十八條の二の二項におきまして、敗訴した株主に惡意があるときには損害賠償の責任を負う

といふことにいたしておりますので、惡意ある株主は損害賠償の責任の下に行動しなければならぬ。ただ問題は、全く無資産の株主が、損害賠償の請求などは問題にしないで訴を起して、そして法律が担保提供の義務を免除しておる以上は、そういう無資産な無信用な株主も條々と訴を起せる。この場合の会社の迷惑は誠に大きいのではないかと、これに対する措置をどうするかといふことになるわけでございます。が、確かに担保提供を現行法で認めておりますのは、その点におきまして大いに意味があると思ひます。担保提供の義務を免除いたすことにはいたしません。當りまして相當苦心いたしましたのでございします。が、この担保提供は、えて株主の正当なる、誠実なる株主の權利行使を阻むという面が非常に大きいのであります。アメリカにおきまして、最近の立法であつたかと思ひますが、ニューヨークの州法におきまして、代表訴訟、只今御指摘の取締役の責任を追及する代表訴訟を提起する際に、株主に担保提供の義務を認めて立法をいたしましたのであります。ところがこれは株主の正当な權利行使を阻む不當な立法として喧々囂々の非難を招いたのでございします。そういう關係もございまして、絶対に担保提供の義務を免除しなければいけないといふことを強く要望せられたのであります。私共その御意見を斟酌いたしましたので、担保提供の義務を免除いたしましたのであります。その他に特に權利濫用に關しましては、これを制限する規定を置かなかつたのは、実は私共いたしまして、多少規定の上に不十分ではないか

と云ふことには、これは何れもその憲法の訴の自由、そういう憲法にまで遡つた權利としての訴訟だから是非こうしなく

と云ふことには、これは何れもその憲法の訴の自由、そういう憲法にまで遡つた權利としての訴訟だから是非こうしなく

と思ひます。訴訟形式は、裁判所を通じて権利を行使するという点と、裁判所が原被告両方の立場を公平に判断して適当な措置を加えられるだろうというところに最大の期待を置きまして、別段権利の行使に対して事前にタツチするという方法を採らなかつた次第でございます。

○松井道夫君 今の担保の提供免除の点については、御苦心の程は分りましたけれども、併しながら非常に裁判所に対して信頼を置いておられるに拘わらず、この保証の点、担保の点では裁判所を信用しない。裁判所も諸般の事情……勿論果して権利を濫用するものであるかどうかというところは、十分考慮に入れると存じます。又株主の實力というようなことも考慮に入れて、担保を適切に決めるだろうと思ひます。必ずしもそのために支障が起るといつたようなことは考えられないと思ひます。アメリカの過去の例が、どういつた程度のもを要求しておるのであるのかその辺は分りませんが……それからよく民間の声を聞きますと、今の少数株主権を認めるのに、この場合は株主であります。株主になつてから例えば六ヶ月経たず、或いは三ヶ月経たず、そういうた者に訴を起すことはできないこととした方がよろしいという意見があると思ひますが、そういう要するに会社荒しを防ぐという意味であると思ひますが、そういう期間で制限するということは考慮されたかどうか。

○政府委員(岡咲一君) 株主の買取請求権につきましては、請求手続をいたしますのに多少の期間が必要であり

まする關係上、具体的に申上げますと、苟くも總會において反対の決議をいたした場合には、名義書換期間前の株主でなければならぬ。登録簿に株主として登録されておらなければならぬという点で、一應決議前相当の期間前に株主であるということを必要とするであらうかと思ひますが、買取請求につきましては、立法例をいたしまして、六ヶ月乃至三ヶ月前からの株主であることを必要とする例はないのではないかと考えます。又その必要もないのではないかと考えます。ただこの代表訴訟或いは取締役の越権行為の差止という点につきましては、私も十分材料を調べておりませんが、或いはアメリカの州によりまして相当の期間前から株主たりということを要件にしておるところもあるかと考えますが、裁判所の解釈をいたしまして、少くとも責任を追及せられる原因たる事実が起きた当時の株主でなければならぬという解釈をいたしておる判例は相当あるのではないかと思ひます。その当時は勿論無縁の人であつて、その後特に取締役の責任を追及する目的を以て会社の株を譲受けて株主になつたという人にその権利を認めることが果して適當であるかどうか、或いはそのことが権利の濫用を誘発する結果になるので、そういう株主にまで権利を認める必要はないという判例もあつたかと考えますが、立法上の措置をいたしまして、必ず一定の期間前からの株主でなければならぬという限定を置くことによつて権利の濫用を防ぐという効果があるかどうかという点を私共多少疑問に考えまして、むしろこれはこのままにいたしまして、裁判所の賢明な

裁量によりまして適當なる限定をつけられるという方がよろしいのではないかと考えておるのでございます。

○松井道夫君 只今アメリカの判例にそういつたものがあるらしいと、そういつたようなお話でありましたが、そうならばそういつた取締役の行為のあつた当時株主でなかつた者はこの限りでないといつたような規定を置かれれば非常にはつきりして、實際のところ安心するのじやないか、そういう限定方法がいいということになれば、一つの立派な案と思ひますが、裁判所に任せるのも結構であります。裁判所で具體的の事情に適合したその判例でできるまでには大変な苦勞ですが、日数と費用がかかるわけですから、数年の日子とその間における困難があるわけでありまして、成るべくならばそういうことは立法の措置で解決したらいふことは私思ひます。

次にお尋ねすることは、大麥小さいことで恐縮ですが、二百六十六條の第一項第二号に「他ノ取締役ニ対シ金銭ノ貸付ヲ為シタルトキ」とあります。ところがその前の二百六十五條によると「会社ヨリ金銭ノ貸付ヲ受ケ」とあるもので、この二百六十六條の二号は、今の二百六十五條の「金銭ノ貸付ヲ受ケ」これに當るのじやないかというように考えられております。ところが同じ二百六十六條の四号へ持つて来て「前條ノ取引ヲ為シタルトキ」と、こうあつて、結局二号というものは四号の「前條ノ取引」の中の一部であつて、特にその二号と四号と分ける必要がないのではないかと、尤もその二百六十六條一項の本文の方で、いわゆる二号と四号と分けて書いてあるのですが、い

ずれにしても二号と四号の關係がどうなるのかというのが、ちよつと疑問があるのじやないかと思ひます。これは大麥小さいことでありますが……

それからもう一つお尋ねしたいことは、今のこの損害賠償の關係二百六十八條の二の敗訴の株主の損害賠償の關係であります。が「株主が敗訴シタル場合ニ於テハ惡意アリタルトキニ非ザレバ会社ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ゼズ」とあります。これは以前に説明を受けた会社法の解散の請求をした場合に、不法行為の一般原則に任したという説明があつたと思ひますが、規定は、その關係と較べて制度を異にしておるのではないかと思ひます。この「惡意アルトキニ非ザレバ」の書き方である、不法行為が成立する場合でありまして、惡意でなければ損害賠償の責に任ぜずと讀めるのであります。惡意ある場合は、或いは重大なる過失あるときも同じであります。が、大体においてこれは當然不法行為が成立するところ、要するに不法な行為ができた場合には不法行為が成立するといふ、進んだ不法行為の議論からすれば、當然惡意あるときに不法行為は成立せんといふことはないのではありません。重大なる過失ある場合も勿論不法行為は成立すると思ひます。ここに「惡意アリタルトキニ非ザレバ会社ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ゼズ」というこの規定を、更に突込んで御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(岡咲一君) 二百六十六條の第一項の二号の「他ノ取締役ニ対シ金銭ノ貸付ヲ為シタルトキ」と申しますのは、松井委員の御指摘のように、二百六十五條の「会社ヨリ金銭ノ貸付ヲ受ケ」たる場合に該當いたしますことはその通りでございます。従いましてこの二号は、四号にございませう。「前條ノ取引ヲ為シタルトキ」の中に含まれることも、松井委員のお考えの通りでございます。ただ四号の「前條ノ取引ヲ為シタルトキ」と申しますのは、この一切の取引を含みます。特に取締役の承認を得ないで取引をする場合もあるかと思ひますけれども、とにかく一切の取引から生じた損害額について、会社に対して連帶して責任を負うということになるのに対応しまして、二号の「金銭ノ貸付」の場合だけは、その取締役が会社に弁済しない金額、その金額について他の取締役が連帶してその責任を負う、その責任の範圍を明確にすると同時に、限定したという意味におきまして、特別な意味を持つわけでございます。

それから二百六十八條の二の第二項は、これ又松井委員の御意見通りでございます。と申しますのは、正に株主が惡意又は過失によりまして訴を起したという場合には、一般不法行為の原則が適用されまして、損害賠償の責任を負う場合もあり得るのであります。が、この場合におきまして、特にこの「惡意アルトキ」に限つて責任を認めるのでありまして、輕過失、重過失の場合にはこの責任がない。言ひ換れば、苟くも取締役の責任を追及して会社のために訴を起すというからには、株主は勇敢でなければならぬ。若し自分が過失のために敗訴したという場合に、それに対して、会社に対し

昭和二十五年三月十一日

て損害賠償の責任を負わなければなら
ないということにいたしますと、誰
も別に自分の利益のためではないわけ
ですから、取締役の責任を追及する訴
えというものは、安んじて起さないだろ
う。それでは折角取締役の違法行為に
う。それでは折角取締役の違法行為に
う。それでは折角取締役の違法行為に

対する内部監督として株主に責任追及の訴を認めながら、その訴が実質上殆んど空文に帰してしまふというのでは、立案の趣旨が徹底いたしません。故に、悪意のときに限つて責任を負うということにいたして、一般の不法行為の責任に対する特例を定めたわけになっています。

○松井道夫君　それでよく分りました

の選任というものは、黙つておれば單記ではないのですか。私は今申した例でよくお分りだと思ふ。十人の株主があつて、そして取締役二人を選ぶという場合、六人と四人とに分れた場合に、單記の投票をしますれば、六人の

人が二人選ぶ、四人の方も、四人の人が皆選びますから一人出ます。六人の人が一人に集中してしましますから、やはり一人しか出ない。二人に分れてしまつたら出せなくなるが、一人であれば、多数の者は必ず一人は出られる、どうも累積にするという理由が私にはちつともないと思つておるのです。

が、或る程度の常識になつておるよう
に予解しております。アメリカあたり
でも、殊にイリノイ州あたりは、少数
代表制度として累積投票制度を採つて
おる有名なステイトでありますが、昔
から今日まで、一般会社内部のみなら
ず、地方団体とか、或いは州の選挙と
いうことにもこれが用いられて、有力
な少数代表制度というふうに言われて
おるわけであります。

○松村眞一郎君 実際数を出しになつて示して頂けば、この問題は明瞭なことですが、私の言うことは間違いないと思うのです。多数のものが適合すれば多数が出ることは決まつておるの

ですから、少数だけが必ず連合するといふ考え方はおかしいのであつて、少数も連合する。そうすると二派に分れるのであつて、多数はばら／＼になつてしまつて、少数のものは累積投票でやれば必ず選ばれるように集まるのだ

という、そういう論旨は出て来ないと思う。元来、数字の問題ですから、單記の投票でやればこういうことになる、連記の投票でやればこういうことになる、累積投票でやればこういうことになるといふ、実例を示して頂きた

分検討いたしましたして、この次に明確にお答え申し上げます。尚投票の方法によりましてどういう結果になるかという問題は、松科委員の御要求もございしますし、必要かと考えまするので、数字を明らかにいたしましたしてお答え申し上げます。

それからこの異種投票は、大佐佐藤
法制意見長官からお答え申しましたよ
うに、一般に少数代表を選出するとい
う点で認められた制度であることは申
すまでもないのでございますが、松
村委員のお説のように、大多數も仮に
少数と同様に團結いたしますなら

ば、御指摘のように、單記の場合と或いは同様の結果を得るのではないかと
思います。併し多数の団結ということ
が、非常に大きな企業におきましては
困難であるという点におきまして、少
数が団結する場合には、容易に自己の

挙というものは、一番大事なことなく
 でありますから……。少数代表のため
 に累積投票がよいものであるというこ
 とが定論であるならば、選挙法に先ず
 採用していなければならんと私は思
 う。採用してないところを見ますとい
 うと、これは恐らく株式会社だけの現
 象ではないかと思う。その上に株式会
 社というのは、元来資本の数で争う
 べきものでありますから、お互に連絡
 をとるとか何とかいうような問題じゃ
 ないので、金の数で勢力を示してそれ
 でよいのですから、それであれば、端
 的に多数の人が多数の役員を出すとい
 うようなことは当然のことなんです。
 併し私が申しましたごとく、少数であ
 つても定員の一人くらい出し得る、少
 数であつても、これは出し得るのであ
 りますから、何も無視していい。單
 記であれば、少数というものは必ず出
 られるのです。どうも私は了解できな
 いのです。それが選挙として非常に公
 平なものであるならば、一般の選挙に
 も取入れなければならん。資本の集積
 でありますから、これはもう算盤では
 じいて行けば一番よいのです。株式会
 社の役員の選任に、いろ／＼な術策を
 弄して当選するようなやり方は私はよ
 くないと思う。もう少し端的に示して
 よいと思う。資本の集積であるという
 ことで考えるならば、少数のものは、
 普通ならば当選することができないの
 だが、累積投票であるために、自分の
 投票が累加する。多数の方がばら／＼
 になつて出て来るということであれ
 ば、それは資本の数を代表しておるも
 のではないと思う。むしろいろ／＼な
 術策の結果であるということになつ
 て、株式会社の営業の経営というもの

を資本の数によつて尊重しなければならんという経済的の原則を打破してお
 るお考えではないかと思ふのです。そ
 ういう点でどうも私は了解しかねるの
 でありますから、数字で又説明して下
 さい。それで結構です。

○委員長(伊藤修君) それでは、その
 点何か與例を一つ設けて御説明願いま
 す。

本日はこの程度にいたします。月曜
 に、午後から開会することいたします
 す。

午後二時五十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
 理事 鬼丸 義齋君
 岡部 常君
 宮城タマヨ君

委員 大野 幸一君
 松井 道夫君
 松村眞一郎君

政府委員 法制意見長官 佐藤 達夫君
 検事(法制意見総 岡咲 恕一君
 務室第一局長)

昭和二十五年三月二十四日印刷

昭和二十五年三月二十五日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 序